

## 私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、建学の精神にもとづいて教育をすすめる公教育機関として、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、各地で教育改革に積極的な役割を果たし、公立学校とは異なる重要な存在意義をもっています。

しかし、岩手県の私学の学費は私立高校生の2008年度初年度授業料(入学金・授業料・施設設備費)は、平均で50万7,354円と公立高校初年度学費(入学金・授業料)の4倍を超え、私学の生徒、保護者にとって耐えがたいものになっています。特に昨今の厳しい経済情勢のもとで、学費が払えずに学校を辞めざるをえない生徒、深刻な滞納を抱える生徒が増えており、また私学に魅力を感じながらも多くの生徒が私学への進学を断念せざるを得ない現状にあります。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と父母の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費などの助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年6月24日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿  
文部科学大臣 殿  
衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
岩 手 県 知 事 殿

## 国直轄事業負担金の廃止を求める意見書

国の直轄事業は、法律により事業範囲を定め、国自らが直接行う事業であり、全国的な見地から必要とされる広域的事業等であるが、その実施にあたっては、地方が国に直轄事業負担金を支出している。

しかし、地方が国庫補助負担金の交付を受ける場合に、国への事前説明や提出書類の作成といった膨大な事務手続きが求められるのに対して、国直轄事業負担金の支出の際には、前年度に翌年度分の事業計画が通知されるようにはなっていたが、事前協議は行われず、その内訳明細も示されないまま地方が請求された額を支払うだけという、地方分権にもとる手続きとなっている。

それゆえ、地方六団体はじめ地方の側からは、かねてから国直轄事業負担金の縮減・廃止や現行制度の早急な改善を進めることが要求され、また地方分権推進委員会や地方分権改革推進会議などでも、その見直しが提起されてきた。

特に、今回、国直轄事業負担金に、国道事務所等の庁舎改修費や国家公務員の人件費、退職手当、一般旅費、さらに上級機関である地方整備局の人件費まで含まれていることが明らかになることなどを契機に、国直轄事業負担金のあり方が大きく分権の課題としてクローズアップされている。

そこで、参議院総務委員会は3月27日、「地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議」において、「国の直轄事業については、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、抜本的に見直すこと。また、直轄事業負担金については、役割分担の明確化等に応じ、廃止を含む見直しを行うこと」としている。

また、地方分権改革推進委員会も4月24日、「国直轄事業負担金に関する意見」において、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実及び維持管理費負担金の廃止を打ち出した。

したがって、一関市議会として、国直轄事業負担金のあり方について、地方の意見に真摯に耳を傾け、地方の自主性・裁量性を拡大し、分権型社会にふさわしい制度の構築の方向で見直すよう、国会及び政府に対し、求めるものである。

- 1 地方の予算編成等に支障を生じないように、国は、負担金の基準や内訳明細について、早期に十分な説明や詳細な情報提供を徹底し、事業主体として地方への説明責任を果たすこと。負担金の対象とし得る経費の範囲について、明確な線引きを行うこと。
- 2 直轄事業の実施にあたっては、事前協議制度を導入するなど、地方の意見が十分反映できるよう現行制度を改善すること。
- 3 直轄事業の維持管理に係る負担金については、本来、その管理水準を決定する管理者である国が負担すべきであること、国庫補助事業には維持管理に対する補助負担制度がない一方で、直轄事業では維持管理費に対する負担金が課せられるなど著しく均衡を欠いていること、建設費と比較して地方負担の割合が高くなっていること、維持管理費は将来にわたり継続し地方財政にとって大きな負担となることなどから、早急に廃止すること。
- 4 国直轄事業制度の根幹の見直しに向けて、国が責任を持つべき事業の縮減や地方に移譲すべき事業の拡大をはじめ、制度に関わる根幹的な問題について、十分に協議していくこと。地方が担うべき事業は、権限と財源を地方へ一体的に移譲した上で、地方が自らの判断で自主的、主体的に事業実施できるようにすること。
- 5 国と地方の役割と財政負担のあり方を一致させる観点から、社会資本整備に関する国と地方の役割分担を明確化した上で、最終的に国直轄事業負担金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 24 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿

国土交通大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿